

加古川市農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出に関する処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農地法第43条に規定する農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆う場合において、農地法施行に関する実施細則（農業委員会規程第1号）（以下「実施細則」という。）第12条に規定する農作物栽培高度化施設の用に供する農地の届出（以下「届出」という。）にかかる事務について、実施細則に定めるもののほか、届出に必要な事項を定めたものである。

(提出書類)

第2条 実施細則第12条の規定により届出を提出しようとする者は、農地法施行規則に定めるほか次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加古川市農業振興地域整備計画において、農用地に含まれていないことを証する市長の証明又は農業用施設の用に供される土地であることを証する市長の証明
- (2) その他、会長が必要と認める書類

(提出書類の審査)

第3条 届出された書類のうち、農地法施行規則第88条の3各号の要件を満たしているかについては、必要に応じ地元委員による現地調査や関係機関への聞き取りを行い、判断するものとする。

(通知書の交付)

第4条 農地法事務に関する専決処理規程第6条第4項に規定する受理通知書の様式は、様式第1号のとおりとする。また、不受理通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(勧告)

第5条 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果、特段の事情がなく適切に農作物の栽培が行われていないことが確認された場合、様式第3号により農地法第44条の規定に基づく勧告を行うものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月2日から施行する。